

令和6年10月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和6年10月28日（月）
開会 午後3時00分
閉会 午後4時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 講堂1（南庁舎3階）
- 3 出席委員
農業委員10名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名
- 7 議題等
第20号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第21号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第22号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告事項15 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
報告事項16 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る
登記官からの照会について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、１０名です。 定足数に達しておりますので、これより１０月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、水野洋子委員、森下幸夫委員にお願いをいたします。 本日の付議事件は、第２０号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」が１件、第２１号議案「農地法第４条の規定による許可申請について」が１件、第２２号議案「農地法第５条の規定による許可申

	請について」が1件、でございますのでよろしくお願いします。 それでは早速ですが、第20号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第20号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 第20号議案の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
荒谷弘美 委 員	10月23日、松原圭子委員と現地を調査しました。 申請地は県道上半田川名古屋線の西の野町二丁目交差点を南へ約50メートル進んだところを右折し、約200メートル西へ進んだところに位置しています。 申請内容は所有権移転です。申請地は以前譲受人の兄夫婦が耕作していたものの、兄が亡くなり義姉が耕作していましたが、高齢により営農困難になり、相談を受けた譲受人が引き継いで耕作するものです。 周辺への影響ですが、周りは農地となっており、当該農地も現在譲受人が管理しています。 農地内には何棟かの農業用倉庫とコンテナがあり、倉庫内には数多くの農業用具等が点在しています。これについては、今後所有権移転した後、撤去、整理する予定であるとの計画書が添付されています。 以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第20号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
水野政起 委 員	譲受人は高齢ですが、営農の意思はありますか。
荒谷弘美 委 員	はい。現地を確認しましたが、農業用倉庫以外は整頓され、きちんと耕作されています。
水野政起 委 員	現地を確認しましたが、石垣のようなものがあります。

荒谷弘美 委 員	石垣については、将来的に撤去を予定しているとのこと。
水野政起 委 員	撤去後の確認は必要ですか。
荒谷弘美 委 員	現在の状況のみ確認すればよいと思われます。
横井利夫 委 員	抵当権については問題ありませんか。
事務局	所有権移転に伴い抹消する予定とのこと。
会 長	質問もないようですので、これより採決に移ります。
委 員	第 2 0 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
会 長	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第 2 0 号議案については、許可することに決まりました。 続いて、第 2 1 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第 2 1 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第 4 条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。第 2 1 号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
松原昭平 委 員	1 0 月 1 7 日に飯沼勝則委員と現地を調査しました。 申請地は国道 3 6 3 号線を晴丘交差点から名古屋方面に向かい、本地が丘東交差点を左折し、約 2 0 0 メートル進んだところにある田の一角になります。現在、申請地は更地になっています。 申請理由は、申請者は現在賃貸住宅に住んでおり、子供の成長にあたり手狭になっていたところ、父が所有する土地に住宅を建築することを考えていましたが、父が亡くなり、遺産分割において申請者が取得することになり、本申請に至りました。

	周辺と申請地の境にはコンクリートブロックで土留めをし、給水は上水道、汚水の排水は既設の下水道、雨水は道路側溝に排水します。 以上のことから、調査員の意見としては、許可の基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第 2 1 号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、これより採決に移ります。 第 2 1 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第 2 1 号議案については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、第 2 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第 2 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明をします。 この議案は、農地法第 5 条の規定による許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。 農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。第 2 2 号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
飯沼勝則 委 員	1 0 月 1 7 日に松原昭平委員と現地を調査しました。 申請地は中央通りを南進し、国道 3 6 3 号線晴丘交差点を横切り、新池交流館交差点を左折して右カーブに沿って約 1 0 0 メートル進んだところを右折し、約 5 0 メートル進んだところに位置しています。 周辺状況は市街化調整区域で、住宅と農地が混在しています。東側は市道、西側と南側と北側は雑種地、申請地は草生えとなっていました。 申請目的は、譲受人は運送会社で晴丘に営業所があり、1 0 トン、4 トン、2 トントラックを複数台所有し営業しています。 申請目的は、現状は 1 0 トン、4 トントラックを出庫する際に 2 トントラックを移動させる必要があり、非常に効率が悪く、安全性も損なわれているため、申請地に 2 トントラックを駐車することで、入出庫しや

	すくするためのものです。 周辺への影響ですが、申請地の排水は雨水のみであり、譲受人の営業所に設置している側溝に排水し、新池に流れます。 申請地に隣接している農地はありませんが、隣接地に雨水が流出しないよう小堤を設置します。 申請用途以外に利用することはなく、資金面も無理がありません。また、申請書には万一、周辺農地などに被害を及ぼしたときは、責任を持って対処すると記載されています。 以上のことから、調査員の意見としては、許可の基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
荒谷弘美 委 員	雨水は敷地の西側の側溝に流れるとのことですが、敷地内東側の雨水は自然浸透するということですか。
飯沼勝則 委 員	自然浸透ではなく、既設敷地内の側溝に集水して排水する計画です。また、小堤を設置して隣地への雨水の流出を防ぎます。
森下幸夫 委 員	出入口はどちら側になりますか。
飯沼勝則 委 員	西側の事務所付近になります。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。 第 2 2 号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第 2 2 号議案については、許可相当とすることに決まりました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項 1 5 「農地法第 4 条及び農地法第 5 条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項 1 5 「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 1 としまして、農地法第 4 条の規定による届出が、3 件で 6 3 9 平方メートル、主な概要は、北山町地内ほかで一般個人住宅 2 件、露天駐車場 1 件です。 2 としまして、農地法第 5 条の規定による届出が、6 件で 1, 7 9 1 平方メートル、主な概要は、西大道町地内ほかで 一般個人住宅 4 件、露天駐車場 1 件、露天資材置場 1 件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事

	務局において審査し、受理していることを報告します。
会 長	続きまして、報告事項 16「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」事務局より説明をお願いします。
課長補佐	続きまして、報告事項 16「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」、説明させていただきます。 この報告は、農地転用許可書等の添付が無く法務局に登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更の登記申請が提出された場合に、法務局から農業委員会に対して農地の転用事実の有無等についての照会があったものでございます。 それでは、調書の説明に入ります。 【調書説明】 本案件については、農地転用届出を要する事案でありながら過去に農地転用届出を受理した記録が確認できない事案であったため、令和 6 年 10 月 1 日、4 日に会長、南原山地区の調査委員 2 名、事務局職員で現地を調査し、法務局に対して調査結果を別添のとおり報告しております。 なお、法務局は、農業委員会からの回答をもとに、2 週間以内に処分を行うこととされておりますので、ご承知おきください。報告は以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
横井利夫 委 員	市街化区域で届出のみでよいと思いますが、なぜ届出を提出しなかったかは疑問です。
事務局	所有者には届出を提出するよう指導しました。
飯沼勝則 委 員	なぜ照会があったのでしょうか。
事務局	所有者が法務局で手続きをしたため、法務局から照会がありました。
会 長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	1 点ございます。先月は農地パトロールを実施していただきありがとうございました。今後、事務局にて農地パトロールの結果について取りまとめをしまして、遊休農地の所有者に対して利用意向調査書を発送する予定です。なお、調査結果につきましては 11 月定例総会において御報告いたしますので、よろしくお願いします。

	お知らせは以上でございます。
会 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は11月28日(木)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。